# 収 支 報 告 書

 令和
 会年分

 (令和
 年月
 日開催分)

(ふりがな)	政治団体の区分
1政治団体の名称 、 カンは えんのい	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第
1政治団体の名称 うるしめまだを接接会	┃□政 党 の 支 部 1項の規定による政治団体
	□政治資金団体 □/その他の政治団体
っ主たる事務所	□その他の政治団体の支部
2 主たる事務所 の 所 在 地 近江山郡河北州 (水) (本年19	
	活動区域の区分
3代表者の氏名 ス 火 点	□ 2以上の都道府県の区域等 ☑ 同一の都道府県の区域内
三流 五 先 看	
•	資金管理団体の指定の有無 国会議員関係政治団体の区分
4会計責任者	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
40 民一名 对 野 四方 参	□ 無   1号に係る国会議員関係政治団体
<b>,</b>	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第
	<u> </u>
事務担当者の氏名	区 分 ②現職 □候補者等     公職の候補者
V E	資金管理団体     の 氏 名
二海 2 光春	の届出をした
	1 0 K 1 /2 L // N
(電話) ロム3) (フょ)3 / 4.2	┃                               分  □現職 □候補者等
	資金管理団体の指定の期間   国会議員関係政治団体に関する   は例の済用期間
<b>《五本管理文》</b>	特別の週用期間
<b>新山地方全民</b>	令和 年 月 日から
70 -7.1.17 ·	令和 年 月 日まで   令和 年 月 日まで

## 収支の状況

#### 1 収支の総括表

		円
収	入総額	0
	(前年からの繰越額)	0
	(本年の収入額)	0
支	出 総 額	0
翌二	年への繰越額	0

### 2 収入項目別金額の内訳

(1)個人	の負担する党費又は会	*費	
金	額		円 <i>©</i>
員	数		

(2) 寄附								
ア 寄附(イを除く。)の区分		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	金	額			備考	Ť
(ア)個人からの寄附					-	A		
(うち特定寄附)	(					)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附								
(ウ)政治団体からの寄附						0		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)						0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	' (					)		
イ 政党匿名寄附								
合計(ア+イ)						D		

(その17)

# 資産等の状況

#### 1 資産等の総括表

資産等の有無						
	資産等の項目別区分	有	無	備考		
ア土地	也		Ø			
イ 建物	物		Ø			
ウ建物	物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		囡			
工取行	得の価額が100万円を超える動産		\(\overline{\pi}\)			
オー預会	金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		团			
力 金針	<b>浅信</b> 託		Ø			
キ 有値	西証券		Ø			
ク出資	<b>餐による権利</b>		Ø			
ケ質(	寸先ごとの残高が100万円を超える貸付金		囡			
コー支持	弘われた金額が100万円を超える敷金		Ø			
サー取得	<b>导の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利</b>		Ø			
シー借力	入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Q			

## 宣誓書

添 付 書 類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)
  - この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 / 月 10 日 政治団体の名称うるしやす光原復程全

会計責任者の氏名人中野田之前

※代表者の氏名

#### (備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。